

6月に、この1年の経済運営の指針となる「骨太方針2018」が閣議決定された。最も重要なポイントは、とうとう安倍総理が2019年10月からの消費税10%への引上げを決断した、という点であろう。振り返れば、社会保障・税一体改革としての消費税10%への道は、実に波乱に満ちたものであった。

一体改革の議論が本格的に始まったのは、民主党への政権交代前、自公が与党であった麻生政権時代の2009年である。その年の3月に成立した「平成21年度税制改正法附則104条」に、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と記され、一体改革の議論が始まった。

しかし、同年9月に民主党へ政権交代したことにより議論は停滞したが、2011年9月の野田政権発足により議論が加速し、2012年2月に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定された。そこに「社会保障の機能強化・機能維持のために安定した社会保障財源を確保し、同時に財政健全化を進めるため、消費税について2014年4月に8%、2015年10月に10%へと、段階的に地方分を合わせた税率の引上げを行う」ことが明記され、同年3月に税制抜本改革法案として国会に提出された。法案は、6月15日の3党合意を経て修正され、最終的に2012年8月10日に国会を通過・成立したのである。

当時安倍総理はこの3党合意の議論には全く加わっておらず、そのことが、2度の延期につながった1つの要因といわれている。

改めて骨太を読むと、2019年10月から法律どおり消費税率10%への引上げを行うことの「代償」として、以下のことを行う旨が書いてある。

第1に、食料品などに適用される軽減税率制度の導入である。これには1兆円の財源が必要

であり、平成30年度税制改正で所得税増税、たばこ増税などが決定された。さらに、民主党が導入を予定していた総合合算制度を取りやめて財源を捻出するのだが、いまだ3,000億円程度の財源が不足する。軽減税率は、国民や事業者のコストをかけて、高所得者により多くの効果が及ぶという意義の少ない政策だが、十分な財源を確保することなしに導入される可能性もある。

第2に、3党合意で決まっていた消費税率引上げ分の使い道について見直すこととされた。消費増税により得られる5兆円強の税収は、これまでは5分の4が財政再建に充てられる予定であったが、今回半分は、幼児教育の無償化や高等教育の負担軽減・子育て層支援・介護人材の確保等に充てられることとなったので財政健全化に回る税収は予定より大幅に減少する。

第3に、増税前の駆け込み需要とその後の反動減の主因となる、自動車や住宅など耐久消費財の購入に対する支援

策である。骨太には「需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策」を講じて耐久消費財への悪影響を緩和すると書かれており、さらには第134回の「消費増税の「便乗値上げ」を考える」(本誌2018年6月号)で指摘した小売事業者の価格設定の自由度を広げることとも明記されている。平成29年度税収が当初の見積りより1兆円程度多かったことも、来年度予算のパラマキを加速させるであろう。

ここまで大盤振舞いして消費増税を実施する。単年度では、対策に充てられる歳出の増加のほうが増税による増収を上回るかもしれない。財政当局としては、恒久財源が入ってくるのであれば、エコポイントや公共事業のような単年度での支出はやむを得ない、ということで妥協したのであろうか。

第 137 回

大きい消費増税の代償

森信茂樹

東京財団政策研究所研究主幹 中央大学法科大学院特任教授

# 税制之理